



製品 News

お知らせ

発行 No.

営企 2017-1

発行月

2017年4月

設備投資(受変電設備)を ご検討いただいている事業者様へ

中小企業等経営強化法の経営力強化税制が平成29年4月1日より施行され、現在実施中(平成28年7月～)の固定資産税特例と合わせ税制を受けることができます。

証明書については、引き続き一般社団法人 日本配電制御システム工業会(以下JSIA)が発行し、弊社は受変電設備メーカーとして証明書発行依頼を受け、JSIAへ証明書発行のための手続き(設備の確認・証明書発行依頼)を行います。



適用設備

- ・一般受変電設備(建物附属設備)
- ・固定価格買取制度対応キュービクル(機械装置)

▶中小企業経営強化税制(平成29年4月1日～平成31年3月31日)

●**制度概要**——中小企業者等が、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得し、指定事業の用に供した場合、即時償却または税額控除*1を選択適用することができます。

*1 取得価額の10%(資本金3000万円超1億円以下の法人は7%)。

| | 生産性向上設備(A類型・工業会証明) | 収益力強化設備(B類型・経産局確認) |
|------|--|--|
| 要件 | 生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備 | 投資利益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備 |
| 対象設備 | <ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置(160万円以上/10年以内) ◆測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内) ◆器具備品(30万円以上/6年以内) ◆建物附属設備(60万円以上/14年以内) ◆ソフトウェア(情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの)(70万円以上/5年以内) | <ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置(160万円以上) ◆工具(30万円以上) ◆器具備品(30万円以上) ◆建物附属設備(60万円以上) ◆ソフトウェア(70万円以上) |

▶固定資産税の特例(平成29年4月1日～平成31年3月31日)

●**制度概要**——中小事業者等が、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得した場合、固定資産税が3年間にわたって2分の1に軽減されます。

| | 固定資産税の特例(工業会証明) |
|--------|---|
| 要件 | 生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備 |
| 対象設備*2 | <ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置(160万円以上/10年以内) ◆測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内) ◆器具備品(30万円以上/6年以内) ◆建物附属設備(償却資産として課税されるもの)(60万円以上/14年以内) |

*2 平成29年度税制改正により対象に追加される設備(測定工具及び検査工具・器具備品・建物附属設備)については、対象地域・対象業種が一部限定されます。業種が限定される地域は、最低賃金が全国平均以上の7都府県(埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、京都、大阪)となります。上記以外の40道県においては全業種が対象です。機械装置については、引き続き全国・全業種で対象になります。

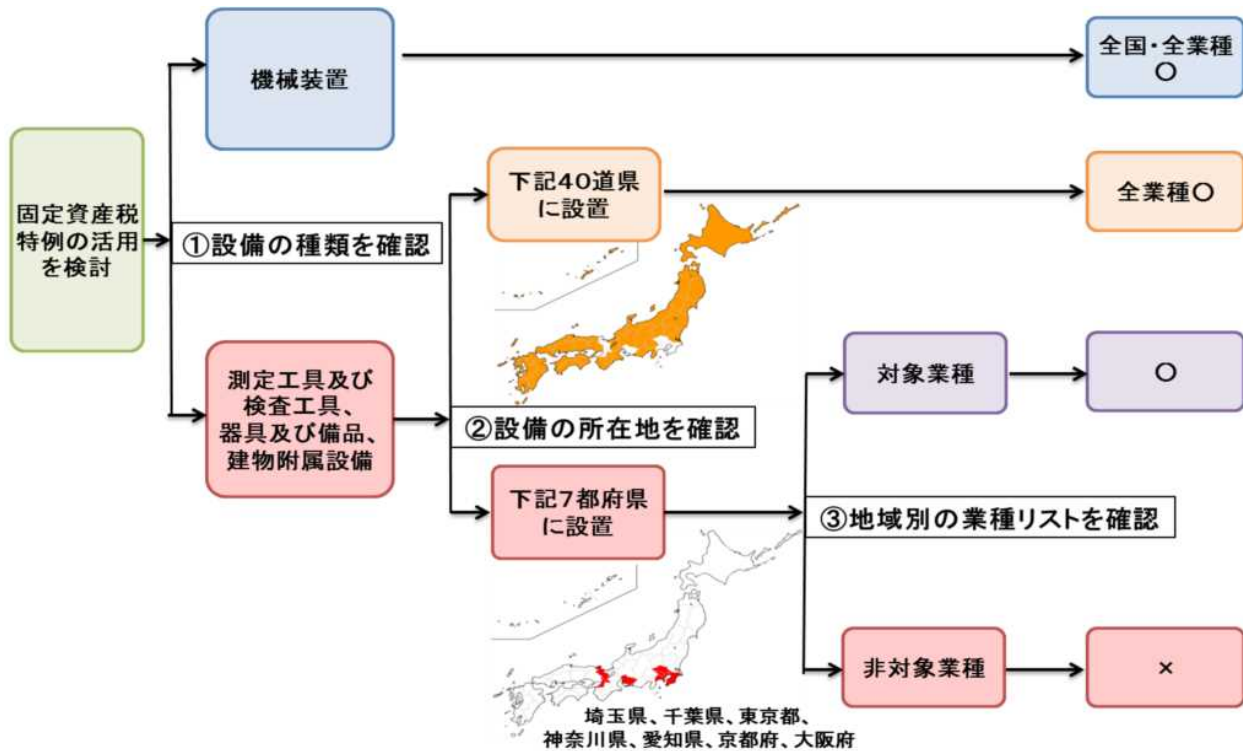
注意:上記の2つの措置の適用を受けるためには、原則設備取得前に、工業会証明・経産局確認を受けて経営力向上計画を申請し、認定を受けることが必要です。詳しくは中小企業庁ホームページでご確認ください。

■中小企業庁説明資料より抜粋

注意事項

- ・ 中小企業者（資本金1億円以下等、大企業の子会社除く）という条件があります。
 - ・ 設備を取得した後に、経営力向上計画を提出する場合は、取得日から60日以内に経営力向上計画が受理される必要があります。
 - ・ 最も新しい変圧器を使用した受変電設備であっても、使用する変圧器のメーカー・容量により、エネルギー効率が年平均1%以上向上しない場合があります。この制度をご利用される場合は、事前（納入前）に弊社営業所へご確認ください。
 - ・ 中小企業等経営強化法に規定される経営力向上設備などに係る固定資産税の特例について、平成29年度税制改正により新たに対象に追加された設備（建物附属設備＝一般受変電設備）については、一部の地域において対象業種が限定されます。機械装置（固定価格買取制度対応キュービクル）については、全国・全業種対象です。
- 詳細は、中小企業庁が公開しています『経営力向上設備等に係る固定資産税の特例に関する対象地域・対象業種の確認について』をご参照下さい。

（対象地域・対象業種の確認の流れ）



■ 中小企業庁説明資料より抜粋

証明書の申請時期

- ・ ご購入をいただきましたルート（工事事業者様・代理店様）を通して、弊社営業所へ証明書の発行依頼をお申し出ください。
 - ・ 制度適用期間内であれば、設備納入後の申請も受けいたします。
- 設備を取得した後に、経営力向上計画を提出する場合は、取得日から60日以内に経営力向上計画が受理される必要があります。

お問い合わせ

詳細につきましては、最寄りの弊社営業所までお問い合わせ下さい。